平成３０年（フ）第２２２９号
東京都西東京市保谷町１丁目６－９
債務者　矢追　啓章
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２３５号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉３丁目13―36
シルクハイツ５　203
債務者　小川　晃良
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２４４号
東京都大田区大森東１丁目１―14―702
債務者　本橋智枝美
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２５５号
東京都足立区竹の塚７丁目２―14―302
債務者　蒲澤　弘之
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２５６号
東京都足立区加賀２丁目31―７―205
債務者　駒井　大輝
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２５８号
東京都練馬区東大泉４丁目23―７―202
債務者　前田　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２５９号
東京都葛飾区東金町２丁目７―11―201
債務者　藤野　成満
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２６７号
東京都板橋区弥生町62―13―101
債務者　津嶋　恵太
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２６８号
千葉県佐倉市藤治台28―20
債務者　佐藤　直哉
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２７８号
東京都品川区北品川２丁目４―12―103
債務者　吉住　　功
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２８１号
東京都新宿区納戸町12　第３長森ビル　301
債務者　山田　智久
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９４号
東京都町田市成瀬５丁目21番25号ブループラザ301
債務者　山本　　航
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３６６号
東京都三鷹市上連雀８丁目２番14号美乃里荘１
債務者　圓野　良信
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５６１号
横浜市瀬谷区南台１丁目29番地３　市営瀬谷南住宅１棟304号
債務者　北島きく子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０４号
横浜市港南区日野７丁目30番６―801号
債務者　本田　和美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部